

第 674 回兵庫地方最低賃金審議会

開催日時：令和 7 年 3 月 10 日(月)

午前 10 時 00 分～

場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定（産業別）最低賃金改正申出の意向確認について
- (2) 特定（産業別）最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について
- (3) 最低賃金の周知広報の状況について
- (4) 次年度の实地視察等について
- (5) 次年度の審議予定について
- (6) その他

3 閉 会

兵庫地方最低賃金審議会

第 674 回審議会資料

令和 7 年 3 月 10 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 674 回兵庫地方最低賃金審議会

資 料 目 次

1	第 54 期兵庫地方最低賃金審議会委員名簿	1
2	令和 7 年度 兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明	2
3	兵庫県特定最低賃金に関する産業分類表	3
4	令和 6 年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ	4
5	令和 6 年度最低賃金周知広報状況	5
6	令和 7 年度兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について（案）	9
7	令和 6 年度 最低賃金審議会経過一覧表	11
8	令和 6 年度最低賃金審議会等開催日	12
9	令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	13

第54期兵庫地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年12月1日 現在

	氏 名	所 属	役 職
公 益 代 表	ウメノ ナオシ 梅野 巨利 (会長)	大阪商業大学 総合経営学部	教 授
	サカモト テカ 坂本 知可	神戸花くま法律事務所	弁 護 士
	サクラマ ヒロアキ 桜間 裕章	元 株式会社 神戸新聞社	元 論説委員長
	センダ ナオキ 千田 直毅	神戸学院大学 経営学部	教 授
	ヤマグチ タカヒデ 山口 隆英 (会長代理)	兵庫県立大学 国際商経学部	教 授
労 働 者 代 表	イワサキ カスト 岩崎 和人	JAM山陽	書 記 長
	ユニシ ケイスケ 小西 啓介	基幹労連兵庫県本部	事 務 局 長
	ナカニシ オリエ 中西 織絵	UAゼンセン兵庫県支部	次 長
	ホライ セツヤ 堀井 説也	電機連合兵庫地方協議会	事 務 局 長
	モリタ ナオキ 森田 直樹	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会	副事務局長
使 用 者 代 表	クラモト シンジ 倉本 信二	三ツ星ベルト株式会社	取締役 常務執行役員 人事総務本部 本部長
	タニグチ トシヒサ 谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会	専 務 理 事
	マツオカ ナオヤ 松岡 直哉	兵庫県経営者協会	労働政策部長
	マツシタ タカヨ 松下 田佳子	川上塗料株式会社	取締役経理本部長
	ヨシカワ カズヒロ 吉川 和宏	山陽特殊製鋼株式会社	人事・労政部 プロスタッフ主査

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

(五十音順)

連兵25-107
令和7年3月5日

兵庫労働局
局長 赤松 俊彦 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会 長 那 須 健
連 合 兵 庫 最 低 賃 金 連 絡 会
委 員 長 堀 井 説 也

令和7年度 兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

さて、標記の件につきまして、下記7件の最低賃金の金額改正の「申出」を行う準備をしておりますので、意向表明します。

- 兵庫県塗料製造業
- 兵庫県鉄鋼業
- 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
- 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信・機械器具製造業
- 兵庫県輸送用機械器具製造業
- 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
- 兵庫県自動車小売業

なお、特定最低賃金改正の審議に入るにあたっては、次の2点に重点をおき、建設的な審議がおこなわれることを要請します。

- ① 特定最低賃金は、日本で唯一の企業間の枠を超えた産業別労働条件決定システムであり、団体交渉を補完・代替していることから、企業横断的な最低賃金水準をより高いレベルで決定する役割を果たしていること。
- ② 法の趣旨を踏まえるとともに、これまでの歴史的過程を重視し、全産業において審議を円滑に運営すること。

以上



兵庫県特定最低賃金に関する産業分類表

兵庫県特定最低賃金適用産業	日本標準産業分類(令和5年6月改定)	詳細(一部 該当するもののみ説明)		
E11 繊維工業	E1114 綿紡績業	紡績業又はねん糸製造業(③紡績業のみ)		
	E1115 化学繊維紡績業			
	E1116 毛紡績業			
	E1119 その他の紡績業			
	E1121 綿・スフ織物業	織物業(③綿・スフ・毛織物業のみ)		
	E1123 毛織物業			
	E1125 細幅織物業	繊維雑品製造業		
	E1129 その他の織物業	繊維雑品製造業		
	E1131 丸編ニット生地製造業	メリヤス製造業(④丸編ニット生地製造業のみ)		
	E114 染色整理業	染色整理業		
	E115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	繊維雑品製造業		
E1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	その他の繊維工業又は繊維製品製造業			
E1198 繊維製衛生材料製造業				
E1644 塗料製造業	E1644 塗料製造業	油脂加工品又は塗料製造業(界面活性剤製造業を含む)(④塗料製造業のみ)		
E22 鉄鋼業	E22 鉄鋼業	金属精錬業		
		鋼材製造業(一貫して行うめっき業を含む)		
		鍛鋼製造業		
		その他の金属材料品製造業(④非鉄金属製造業に係るものを除く)		
		鋳鉄鋳物製造業		
		鑄鋼製造業		
E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 E27 業務用機械器具製造業	E25 はん用機械器具製造業	原動機製造業 一般産業用機械装置製造業 消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業		
	E26 生産用機械器具製造業	農業用機械製造業 建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む)		
		金属加工機械製造業 繊維機械製造業		
		特殊産業用機械製造業		
	E271 事務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業		
	E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(営業用洗濯機、ドライクリーニング機製造業)		
	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子管又は半導体素子製造業	
E29 電気機械器具製造業		発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業 民生用電気機械器具製造業 電球製造業 電子応用装置製造業 電気計測器製造業 その他の電気機械器具製造業		
		E30 情報通信機械器具製造業	通信機械器具又は同関連機械器具製造業	
		E31 輸送用機械器具製造業	E312 鉄道車両・同部分品製造業	鉄道車両製造業
			E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	船舶製造又は修理業
E314 航空機・同附属品製造業	航空機製造業			
E315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	その他の輸送用機械器具製造業			
E3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業	自転車又はリヤカー製造業(④リヤカー製造業のみ)			
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	E2731 体積計製造業	計量器、測定器又は試験機製造業		
	E2732 はかり製造業			
	E2733 圧力計・流量計・液面計等製造業			
	E2734 精密測定器製造業			
	E2735 分析機器製造業			
	E2736 試験機製造業			
	E2737 測量機械器具製造業	測量機械器具製造業		
E2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	計量器、測定器又は試験機製造業			
156 各種商品小売業	1561 百貨店	百貨店、デパートメントストア等と称され、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所であって従業者が常時50人以上のもの		
	1562 総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット等と称され、主として衣料、食料品、生活雑貨などを総合的に小売する事業所であって従業者が常時50人以上のもの		
	1569 各種商品小売業	主として他に分類されない衣食住にわたる各種商品を小売する事業所であって従業者が常時50人未満のもの		
1591 自動車小売業	15911 自動車(新車)小売業	卸売業・小売業(④自動車、部分品、付属部品小売業のみ)		
	15912 中古自動車小売業			
	15913 自動車部分品・附属品小売業			

令和6年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ

件名	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	備考
繊維工業	140	2,004	
塗料製造業	51	1,816	
鉄鋼業	371	22,606	
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,795	50,338	
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業	72	2,029	
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械 器具製造業、 情報通信機械器具製造業	774	44,000	
輸送用機械器具製造業	367	14,904	
各種商品小売業	123	14,604	
自動車小売業	2,196	16,020	
特定最低賃金 合計	5,889	168,321	

令和6年度最低賃金改定額の自治体広報誌等掲載状況

	自治体名称	広報誌・ホームページ等	
		地域別	特定
0	兵庫県	○	○
1	神戸市役所	○	○
2	姫路市役所	○	○
3	尼崎市役所	○	○
4	明石市役所	○	○
5	西宮市役所	○	○
6	洲本市役所	○	○
7	芦屋市役所	○	○
8	伊丹市役所	○	○
9	相生市役所	○	○
10	豊岡市役所	○	○
11	加古川市役所	○	○
12	赤穂市役所	○	○
13	西脇市役所	○	○
14	宝塚市役所	○	○
15	三木市役所	○	○
16	高砂市役所	○	○
17	川西市役所	○	○
18	小野市役所	○	○
19	三田市役所	○	○
20	加西市役所	○	○
21	丹波篠山市役所	○	○
22	養父市役所	○	○
23	丹波市役所	○	○
24	南あわじ市役所	○	○
25	朝来市役所	○	○
26	淡路市役所	○	○
27	宍粟市役所	○	○
28	加東市役所	○	○
29	たつの市役所	○	○
30	猪名川町役場	○	○
31	多可町役場	○	○
32	稲美町役場	○	○
33	播磨町役場	○	○
34	市川町役場	○	○
35	福崎町役場	○	○
36	神河町役場	○	○
37	太子町役場	○	○
38	上郡町役場	○	○
39	佐用町役場	○	○
40	香美町役場	○	○
41	新温泉町役場	○	○

●J・ADビジョンWEST三ノ宮駅中央口
掲載期間：2024年9月16日～29日



●神戸電鉄 車両ドア横ポスター
掲載期間：2024年10月1日～31日



●兵庫労働局雇用環境均等部 公式YouTubeチャンネル



検索



2024年 兵庫県最低賃金の改正のお知らせ



兵庫労働局雇用環境・均等部 公式YouTubeチャンネル
チャンネル登録者数 242人

チャンネル登録

👍 2



🔗 共有

🔖 保存



令和7年度 兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について（案）

1 実地視察

（1）実地視察対象事業場の選定基準

- ア 地域別最低賃金の適用を受ける業種
- イ 基礎調査において最低賃金の引上げによる影響率が高い業種
- ウ 有期雇用労働者（パート、アルバイト）の割合が高い事業場
- エ 中小企業の事業場

（2）令和7年度実地視察事業場（案）

最低賃金の別	日本標準産業分類（大分類）	主な対象業種	地 域
地 域 別	宿泊業、 飲食サービス業	旅館、ホテル、飲食店など	県下全地区
	卸売業、小売業	飲食料品卸売業・小売業、衣服卸売業・ 小売業、機械器具卸売業・小売業など	県下全地区

（3）過去2年間の実施状況

令和6年度

業 種	地 域	労働者数	参加委員数
飲食業	芦屋市	7名	3名
小売業	神戸市	4名	3名

令和5年度

業 種	地 域	労働者数	参加委員数
宿泊業	神戸市	170名	3名
小売業	神戸市	39名	3名
洗濯業	神戸市	63名	3名

（4）実施時期

令和7年6月～同年7月

2 意見聴取

(1) 意見聴取対象事業場の選定基準

ア 特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種

イ 中小企業の事業場

(2) 令和7年度意見聴取事業場（案）

業 種	地 域
()	県下全地区

(3) 過去2年間の実施状況

令和6年度

業 種	地 域	規 模
鉄鋼業	神戸市	96名
電子部品等製造業	姫路市	142名

令和5年度

業 種	地 域	規 模
塗料製造業	尼崎市	96名
輸送用機械器具等製造業	明石市	58名
計量器等製造業	明石市	8名

(4) 実施時期

令和7年7月中旬頃

令和6年度 最低賃金審議経過一覧表

項目	兵庫県	塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具等製造業	電子部品等製造業	輸送用機械器具製造業	計量器等製造業	自動車小売業	
申出書受理日		R6.6.25	R6.6.25	R6.6.25	R6.6.24	R6.6.25	R6.6.25	R6.7.4	
改正の必要性	諮問年月日(本審)	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	
	本審	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	
	答申年月日(本審)		R6.8.20			R6.8.28	R6.8.23		
改正諮問年月日	R6.7.1	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	
専門部会委員任命年月日	R6.7.17	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	
専門部会委員	公益代表	梅野	上林	○坂本	○上林	◎梅野	◎千田	◎梅野	○梅野
		○千田	◎坂本	◎桜間	◎桜間	○千田	○高階	○千田	◎坂本
		◎山口	○桜間	高階	高階	三上	三上	高階	三上
	労働者代表	岩崎	浦上	川端	岩崎	末道	遠藤	岩崎	篠崎
		小西	三浦	小西	小菅	中島	片山	黒石	橋本
		堀井	森田	藤田	坂元	堀井	小西	田中	森田
	使用者代表	倉本	佐々木	篠田	下岡	榮永	金子	岡村	東
		松岡	廣利	松村	中崎	新山	鈴木	黒田	今井
		吉川	吉川	吉川	松下	松岡	松岡	谷口	倉本
	意見聴取実施年月日	R6.6.18 R6.6.20		R6.7.19		R6.7.19			
第1回専門部会	R6.7.29	R6.9.3	R6.8.20	R6.9.11	R6.8.23	R6.8.22	R6.8.21	R6.8.27	
第2回専門部会	R6.7.31	R6.9.20	R6.9.10	R6.9.27	R6.9.2	R6.8.28	R6.8.23	R6.9.10	
第3回専門部会	R6.8.1	R6.9.24	R6.9.19	R6.10.1	R6.9.27	R6.9.13	R6.9.9	R6.9.12	
第4回専門部会	R6.8.5						R6.10.1		
第5回専門部会									
第6回専門部会									
			…金額審議						
審議会令6条5項の適用	無	有	有	無	有	有	有	無	
本審(答申)	R6.8.5	R6.9.24	R6.9.19		R6.9.27	R6.9.13	R6.10.1		
発効日	R6.10.1	R6.12.1	R6.12.1		R6.12.1	R6.12.1	R6.12.1	—	

◎は部会長、○は部会長代理

令和6年度最低賃金審議会等開催日

本審、専門部会及び公益委員会議						
	回数	会議名	開催日	主な議題	諮問・答申	
5月		第1回公益委員会議	5月13日	審議日程等について		
	①	第667回本審	5月20日	審議日程案等について		
7月	②	第668回本審	7月1日	地域最賃改正の諮問、専門部会の設置及び決議の取扱い、専門部会の議事の公開、特定最賃改正の必要性審議の進め方	諮問(地賃改正)	
	③	第669回本審	7月19日	特定最賃改正の必要性の諮問等、特定最賃改正の必要性審議の進め方、意見聴取(特定2業種)、実地視察の報告	諮問(特賃改正の必要性等)	
	④	第670回本審	7月29日	目安答申について、最低賃金実態調査結果について、意見陳述(4団体)		
	1	第1回地賃専門部会	7月29日	部会長及び部会長代理の選出、地賃改正審議		
	2	第2回地賃専門部会	7月31日	地賃改正審議		
	8月	3	第3回地賃専門部会	8月1日	地賃改正審議	
4		第4回地賃専門部会	8月5日	地賃改正審議、採決	報告(全会一致せず)	
⑤		第671回本審	8月5日	地賃改正採決、答申	答申(地賃改正)	
1		鉄鋼業専門部会①	8月20日	部会長選出、特賃改正必要性の審議① 結審(全会一致)	答申(必要性)	
⑥		第672回本審	8月21日	兵庫県最賃異議審 諮問、答申(全会一致)	(異議)諮問、答申	
2		計量器等製造業専門部会①	8月21日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①		
3		輸送用機械製造業専門部会①	8月22日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①		
4		計量器等製造業専門部会②	8月23日	特賃改正必要性の審議② 結審(全会一致)	答申(必要性)	
5		電子部品等製造業専門部会①	8月23日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①		
6		自動車小売業専門部会①	8月27日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①		
7		輸送用機械製造業専門部会②	8月28日	特賃改正必要性の審議② 結審(全会一致)	答申(必要性)	
9月		8	電子部品等製造業専門部会②	9月2日	特賃改正必要性の審議② 結審(全会一致)	答申(必要性)
		9	塗料製造業専門部会①	9月3日	部会長選出、特賃改正必要性の審議① 結審(全会一致)	答申(必要性)
		10	計量器等製造業専門部会③	9月9日	金額審議①	
	11	自動車小売業専門部会②	9月10日	特賃改正必要性の審議②		
	12	鉄鋼業専門部会②	9月10日	金額審議①		
	13	はん用機械器具製造業専門部会①	9月11日	部会長選出、特賃改正必要性の審議① 結審(全会一致)	答申(必要性)	
	14	自動車小売業専門部会③	9月12日	特賃改正必要性の審議③	必要性なし	
	15	輸送用機械製造業専門部会③	9月13日	金額審議①結審(全会一致)	答申(金額)	
	16	鉄鋼業専門部会③	9月19日	金額審議② 結審(全会一致)	答申(金額)	
	17	塗料製造業専門部会②	9月20日	金額審議①		
	18	塗料製造業専門部会③	9月24日	金額審議② 結審(全会一致)	答申(金額)	
	19	はん用機械器具製造業専門部会②	9月27日	金額審議①		
	10月	20	電子部品等製造業専門部会③	9月27日	金額審議① 結審(全会一致)	答申(金額)
21		計量器等製造業専門部会④	10月1日	金額審議② 結審(全会一致)	答申(金額)	
22		はん用機械器具製造業専門部会③	10月1日	金額審議② 採決	報告(全会一致せず)	
⑦		第673回本審	10月3日	(はん用)特定最賃改正採決、答申・特定最賃改正審議結果報告	答申(金額)	
		(第674回本審)	10月21日	(特定最賃異議審) 異議申出なく中止		
3月	⑧	第674回本審	3月10日	適用使用者及び労働者数、特定最賃意向確認		

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(月)		9月16日(火)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)